短期入所生活介護事業所

介護予防短期入所生活介護事業所

自己点検表

|  |  |
| --- | --- |
| 点検年月日 | 　令和　年　月　日 |
| 事業所番号 |  |
| 事業所名 |  |
| 担当者職・氏名 |  |

＜記入について＞

○　指定介護保険事業者として守るべき最低基準を掲げています。確認をする際には、関係法令等も併せて参照してください。

○　「基準の概要」欄の内容が実施できているかを確認して、「適否」欄に○または×を記入してください。

＜その他＞

 **１）「根拠」欄に掲げている法令等は以下のとおりです**

・介護保険法（平成９年法律第１２３号）

・介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）

◇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号）＝（この冊子において「居宅指定基準」という。）

◆指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号）＝（この冊子において「予防指定基準」という。）

☆指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成１２年老企第２５号）＝（この冊子において「居宅等基準通知」という。）

　　 　・滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成２５年滋賀県条例第１７号）＝（この冊子において「基準条例」という。）

**２）その他**

○　この自己点検表は、事業者自らが指定基準等の遵守状況を確認し、提供するサービスの質を確保するとともに、事業運営の改善等を図ることを目的に作成していただくものです。

○　実地指導や指定の更新等の際に提出していただくことがあります。

**自己点検表　（短期入所介護）（介護予防短期入所介護）**

（注：◇短期入所生活介護に係る基準等、◆介護予防短期入所生活介護に係る基準等）

**基本方針**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| 【短期入所生活介護】◇ 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものになっているか。 | 居宅指定基準第１２０条 |  |  |
| 【介護予防短期入所生活介護】◆　利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものになっているか。  | 予防指定基準第１２８条 |  |  |

**①人員基準の概要**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 　根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| 従業者の員数◇◆事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとしているか。１　医師：１人以上２　生活相談員：常勤換算方法で、利用者の数が１００又はその端数を増すごとに１人以上 | 居宅指定基準第１２１条第１項予防指定基準第１２９第１項 |  |  |
| ３　介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護　職員」）：常勤換算方法で、利用者の数が３又はその端数を増すごとに１人以上 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| ４　栄養士：１人以上　　ただし、利用定員が４０人を超えない事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。５　機能訓練指導員：１人以上６　調理員その他の従業者：当該事業所の実情に応じた適当数 | 居宅指定基準第１２１条第１項予防指定基準第１２９条第１項 |  |  |
| ◇◆特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行う短期入所生活介護従業者の員数は、利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合に必要な数以上としているか。※特別養護老人ホーム：老人福祉法 （昭和38年法律第133号）第20条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。 | 居宅指定基準第１２１条第２項予防指定基準第１２９条第２項 |  |  |
| ◇◆利用者の数は、前年度の平均値としているか。ただし新規に指定を受ける場合は、推定数による。 | 居宅指定基準第１２１条第３項　　　　　　予防指定基準第１２９条第３項 |  |  |
| ◇◆併設事業所については、老人福祉法 、医療法 （昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保しているか。☆併設事業所については、イ　「特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われる」とは併設本体施設の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できる場合である。ロ　医師、栄養士及び機能訓練指導員については、併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障を来さない場合は兼務させて差し支えない。 | 居宅指定基準第１２１条第４項予防指定基準第１２９条４項居宅等基準通知第３の八の１の（１）② |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| ハ　生活相談員、介護職員及び看護職員の員数については、併設されているのが特別養護老人ホームである場合には、特別養護老人ホームとして確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、特別養護老人ホームの入所者と移設事業所の利用者の数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。ニ　併設されているのが特別養護老人ホームでない場合も、従業者の員数の計算上、特別養護老人ホームの場合と同様の端数の処理を行うことができるものとする。 |  |  |  |
| ◇◆生活相談員のうち１人以上は、常勤であるか。また介護職員又は看護職員のうち１人以上は常勤であるか。　　ただし、利用定員が２０人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。  | 居宅指定基準第１２１条第５項予防指定基準第１２９条第５項 |  |  |
| ◇◆看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があった場合には病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等）との密接な連携により看護職員を確保することとしているか。 | 居宅指定基準第１２１条第６項予防指定基準第１２９条第６項 |  |  |
| ◇◆機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であるか。（訓練を行う能力を有する者：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（はり師・きゅう師は別途要件あり）） | 居宅指定基準第１２１条第７項予防指定基準第１２９条第７項 |  |  |
| ◇◆指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百二十九条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 | 居宅指定基準第１２１条第８項予防指定基準第１２９条第８項 |  |  |
| ◇◆事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 | 居宅指定基準第１２２条予防指定基準第１３０条 |  |  |

**②設備・備品等基準等の概要**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| **１．利用定員等**◇◆利用定員は、２０人以上であり、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けているか。（ただし、全部または一部が入所者に利用されていない居室を利用して短期入所生活介護の事業を行う特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。また、併設事業所の場合および指定短期入所生活介護事業所とユニット型指定短期入所生活介護事業所が併設される場合にあっては、利用定員を２０人未満とすることができる。） | 居宅指定基準第１２３条第１項および第２項予防指定基準第１３１条第１項および第２項 |  |  |
| **２．設備および備品等**◇◆建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法第２条第９号の二に規定する耐火建築物であるか。　　ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を２階以上の階および地階のいずれにも設けていない場合にあっては、同条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。 | 居宅指定基準第１２４条第１項予防指定基準第１３２条第１項 |  |  |
| ◇◆次の各号に掲げる設備を設けるとともに、サービスを提供するために必要なその他の設備および備品等を備えているか。　　ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等および当該医短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり当該社会福祉施設等の入所者等および当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室および看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。 | 居宅指定基準第１２４条第３項予防指定基準第１３２条第３項 |  |  |
|  １　居室 ２　食堂 ３　機能訓練室 ４　浴室 ５　便所 | ６　洗面設備７　医務室８　静養室９　面談室10　介護職員室 | 11 看護職員室12　調理室13　洗濯室又は洗濯場14　汚物処理室15　介護材料室 |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| ◇◆併設事業所の場合にあって、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供している場合、併設本体施設の効率的運営を妨げておらず、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がでていないか。 | 居宅指定基準第１２４条第４項予防指定基準第１３２条第４項 |  |  |
| ◇◆全部または一部が入所者に利用されていない居室を用して短期入所生活介護の事業を行う特別養護老人ホームの場合にあっては、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。  | 居宅指定基準第１２４条第５項予防指定基準第１３２条第５項 |  |  |
|   | 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| ◇◆設備の基準を遵守できているか。１　居室イ　１の居室の定員は、４人以下であること。ロ　利用者１人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上であること。ハ　日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮していること。２　食堂および機能訓練室イ　食堂および機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること。ロ　食堂および機能訓練室は同一の場所とすることができるが、その場合、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できているか。３　浴室 要介護者（要支援者）が入浴するのに適したものであるか。４　便所 要介護者（要支援者）が使用するのに適したものであるか。５　洗面設備 要介護者（要支援者）が使用するのに適したものであるか。☆便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮しているか。 | 居宅指定基準第１２４条第６項予防指定基準第１３２条第６項居宅等基準通知第３の八の２の（５） |  |  |
| ◇◆　上記に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとしているか。１　廊下の幅は、１．８メートル以上であること。ただし、中廊下の幅は、２．７メートル以上であること。 | 居宅指定基準第１２４条第７項予防指定基準第１３２条第７項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| ２　廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けていること。３　階段の傾斜を緩やかにしていること。４　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。☆消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければならないものである。５　居室、機能訓練室、食堂、浴室および静養室が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けること。　　ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。☆設置する傾斜路は、利用者の歩行および輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げているか。　☆調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫および防鼠の設備を設けているか。☆焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備および便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂および調理室から相当の距離を隔てて設けているか。 | 居宅指定基準第１２４条第７項予防指定基準第１３２条第７項居宅等基準通知第３の八の２の（１０）で参照する第三の六の２の（３）居宅等基準通知第３の八の２の（７）居宅等基準通知第３の八の２の（８）居宅等基準通知第１０の２の（１０） |  |  |
|  |  |

 **③運営基準の概要**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| **１．内容および手続の説明および同意**◇◆指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容および利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。☆同意については、利用者および事業者双方の保護の立場から書面によって確認しているか。 | 居宅指定基準第１２５条第１項予防指定基準第１３３条第１項　　　　　　居宅等基準通知第３の八の３の（１） |  |  |
| **２．指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の開始および終了**◇◆利用者の心身の状況により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は、利用者の家族の身体的および精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を提供しているか。 | 居宅指定基準第１２６条第１項予防指定基準第１３４条第１項 |  |  |
| ◇◆居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。 | 居宅指定基準第１２６条第２項予防指定基準第１３４条第２項 |  |  |
| **３．提供拒否の禁止**◇◆正当な理由なく指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供を拒んでいないか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第９条予防指定基準第１４２条で準用する第４９条の３ |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| **４．サービス提供困難時の対応**◇◆通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第１０条予防指定基準第１４２条で準用する第４９条の４ |  |  |
| **５．受給資格等の確認**◇◆指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。  | 居宅指定基準第１４０条で準用する第１１条予防指定基準第１４２条で準用する第４９条の５ |  |  |
| ◇◆被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を提供するように努めているか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第11条第２項予防指定基準第１４２条で準用する第４９条の５第２項 |  |  |
| **６．要介護認定の申請に係る援助**◇◆指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第１２条予防指定基準第１４２条で準用する第４９条の６ |  |  |
| ◇◆居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第１２条第２項予防指定基準第１４２条準用する第４９条の６第２項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| **７．心身の状況等の把握**◇◆指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第１３条予防指定基準第１４２条で準用する第４９条の７ |  |  |
| **８．法定代理受領サービスの提供を受けるための援助****（介護予防ｻｰﾋﾞｽ費の支給を受けるための援助）**◇◆指定短期入所介護（介護予防短期入所生活介護）の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第６４条※各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第１５条予防指定基準第１４２条で準用する第４９条の９ |  |  |
|  | *被保険者が居宅介護支援（介護予防支援）を受けることにつき、あらかじめ市町村に届出ている場合であって、当該サービス計画（介護予防サービス計画）の対象となっている時* |  |
|  |
|  |
| *※介護保険法施行規則（第６４条　＝　居宅介護サービス費の代理受領の要件* |  |  |
| *介護予防サービスについては介護保険法施行規則第８３条の９　＝　介護予防サービス費の支給の要件* |  |  |  |  |  |
| **９．居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供**◇◆居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しているか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第１６条予防指定基準第１４２条で準用する第４９条の１０ |  |  |
| **10．サービスの提供の記録**◇◆指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）について法第４１条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第１９条第１項予防指定基準第１４２条で準用する第４９条の１３ |  |  |
|  基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| ◇◆指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第１９条第２項予防指定基準第１４２条で準用する第４９条の１３第２項 |  |  |
| **11．利用料等の受領**◇◆法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）にかかる居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。 | 居宅指定基準第１２７条第１項予防指定基準第１３５条１項 |  |  |
| ◇◆次に掲げる以外の費用の支払を利用者から受けていないか。１　食事の提供に要する費用（特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は食費の基準費用額、利用者に代わり事業者に支払われた場合は食費の負担限度額を限度とする。）２　滞在に要する費用（特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は居住費の基準費用額、利用者に代わり事業者に支払われた場合は居住費の負担限度額を限度とする。） | 居宅指定基準第１２７条第３項予防指定基準第１３５条第３項 |  |  |
| ３　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 | ※平成１２年厚生省告示第１２３号参照 |
| ４　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 | ※平成１２年厚生省告示第２５号参照 |
| ５　送迎に要する費用（送迎加算を算定する場合を除く）６　理美容代７　上記に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| ☆日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けてはいないか。 | 居宅等基準通知第３の八の３の（３）②ト |  |  |
| ◇◆上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ているか。この場合において、１～４に掲げる費用にかかる同意については文書で得ているか。 | 居宅指定基準第１２７条第５項予防指定基準第１３５条第５項 |  |  |
| **12．保険給付の請求のための証明書の交付**　◇◆法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第２１条予防指定基準第１４２条で準用する第５０条の２ |  |  |
| **13．指定短期入所生活介護の取扱方針**◇利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っているか。 | 居宅指定基準第１２８条第１項 |  |  |
| ◇相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。　☆「相当期間以上」とは、概ね４日以上連続して利用する場合を指すこととするが、４日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護および機能訓練等の援助を行っているか。 | 居宅指定基準第１２８条第２項居宅等基準通知第３の八の３の（４）① |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| ◇指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはいないか。 | 居宅指定基準第１２８条第４項 |  |  |
| ◇身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 | 居宅指定基準第１２８条第５項 |  |  |
| ◇自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 居宅指定基準第１２８条第６項 |  |  |
| **14.介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針**◆指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。 | 予防指定基準第１４３条第１項 |  |  |
| ◆自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。  | 予防指定基準第１４３条第２項 |  |  |
| ◆指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。  | 予防指定基準第１４３条第３項 |  |  |
| ◆　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。  | 予防指定基準第１４３条第４項 |  |  |
| ◆指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。 | 予防指定基準第１４３条第５項 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| **15．身体的拘束等の禁止**◆指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはいないか。 | 予防指定基準第１３６条第１項 |  |  |
| ◆身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。  | 予防指定基準第１３６条第２項 |  |  |
| **16．短期入所生活介護計画の作成**◇管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しているか。 | 居宅指定基準第１２９条第１項 |  |  |
| ◇短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 | 居宅指定基準第１２９条第２項 |  |  |
| ◇管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 | 居宅指定基準第１２９条第３項 |  |  |
| ◇管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。 | 居宅指定基準第１２９条第４項 |  |  |
| **17．介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針**◆指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。 | 予防指定基準第１４４条第１項 |  |  |
| ◆管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成しているか。 | 予防指定基準第１４４条第２項居宅等基準通知第４の三の６（２）の① |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| ☆なお、介護予防短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のあるものや、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、そのもの当該計画のとりまとめを行わせているか。 |  |  |  |
| ◆介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。  | 予防指定基準第１４４条第３項 |  |  |
| **18．介護**◇◆介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 | 居宅指定基準第１３０条第１項予防指定基準第１４５条 |  |  |
| ◇◆１週間に２回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。 | 居宅指定基準第１３０条第２項予防指定基準第１４５条第２項 |  |  |
| ◇◆利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助（支援）を行っているか。 | 居宅指定基準第１３０条第３項予防指定基準第１４５条の第３項 |  |  |
| ◇◆おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。 | 居宅指定基準第１３０条第４項予防指定基準第１４５条第４項 |  |  |
| ◇◆　利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話（支援）を適切に行っているか。 | 居宅指定基準第１３０条第５項予防指定基準第１４５条第５項 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| ◇◆常時１人以上の介護職員を介護に従事させているか。 | 居宅指定基準第１３０条第６項居宅指定基準第１４５条第６項 |  |  |
| ◇◆利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 | 居宅指定基準第１３０条第７項予防指定基準第１４５条第７項 |  |  |
| **19．食事**◇◆栄養並びに利用者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しているか。 | 居宅指定基準第１３１条第１項予防指定基準第１４６条第１項 |  |  |
| ◇◆利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しているか。☆食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連携が十分とられているか。☆食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討を加えているか。 | 居宅指定基準第１３１条第２項予防指定基準第１４６条第２項居宅等基準通知第３の八の３（７）および第四の三の６の（４） |  |  |
| **20．機能訓練**◇◆利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。 | 居宅指定基準第１３２条予防指定基準第１４７条 |  |  |
| **21．健康管理**◇◆医師および看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっているか。 | 居宅指定基準第１３３条予防指定基準第１４８条第１項 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| **22．相談および援助**◇◆常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | 居宅指定基準第１３４条予防指定基準第１４９条 |  |  |
| **23．その他のサービスの提供**◇◆教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っているか。 | 居宅指定基準第１３５条第１項予防指定基準第１５０条第１項 |  |  |
| ◇◆日常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。 | 居宅指定基準第１３５条第２項予防指定基準第１５０条の第２項 |  |  |
| **24．利用者に関する市町村への通知**◇◆指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。一　正当な理由なしに指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。二　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。  | 居宅指定基準第１４０条で準用する第２６条予防指定基第１４２条で準用する第５０条の３ |  |  |
| **25．緊急時等の対応**◇◆現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | 居宅指定基準第１３６条予防指定基準第１３７条 |  |  |
| **26．管理者の責務**◇◆管理者は、従業者の管理および利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | 居宅指定基準第１４０条の準用による第５２条予防指定基準第１４２条で準用する第５２条 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| ◇◆管理者は、当該事業所の従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 |  |  |  |
| **27．運営規程**◇◆次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ①事業の目的および運営の方針 ②従業者の職種、員数および職務の内容 ③利用定員 ☆専用の居室のベッド数と同数とすること。④指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の内容および利用料その他の費用の額☆送迎の有無も含めたサービスの内容を指すものであること。 ⑤通常の送迎の実施地域☆客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではないものであること。 ⑥サービス利用に当たっての留意事項☆指定短期入所生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等） ⑦緊急時等における対応方法 ⑧非常災害対策 ☆非常災害に関する具体的計画を指すもの　⑨虐待防止のための措置に関する事項 ⑩その他運営に関する重要事項 苦情処理、 事故発生時の対応　等☆当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。 | 居宅指定基準第１３７条予防指定基準第１３８条居宅等基準通知第３の８の３（１３） |  |  |
| **28．勤務体制の確保等**◇◆利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第１０１条第１項予防指定基準第１４２条で準用する第１２０条の２ |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| ☆介護職員の勤務形態については、短期間の利用とはいえ、そのサービスの内容は、指定介護老人福祉施設である特別養護老人ホームと基本的に同様であることから、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和62年9月18日社施第１０７号）」に定める特別養護老人ホームの夜間における勤務形態の取扱いに準じてその体制を確保すること。また、夜間の介護職員数については、介護老人福祉施設における配置を参考に適切に配置すること。☆夜間の安全、防災上の管理の観点から、介護職員のほかに宿直員を配置することが望ましい。 | 指定基準通知第３の八の３（１６） |  |  |
| ◇◆従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。その際、当該指定短期入所生活介護事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第１０１条第３項予防指定基準第１４２条で準用する第１２０条の２第３項 |  |  |
| **◇◆**適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第１０１条第４項 |  |  |
| **29．業務継続計画の策定等****◇◆**感染症や非常災害発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第30条の２ |  |  |
| **◇◆**事業者は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第30条の２第2項 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| **◇◆**事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第30条の２第３項 |  |  |
| **29-2．定員の遵守**◇◆利用定員および居室の定員を超えることとなる利用者数以上の利用者に対して同時にサービスの提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。 | 居宅指定基準第１３８条予防指定基準第１３８条 |  |  |
| **30．非常災害対策**◇◆非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | 居宅指定基準１４０条で準用する第１０３条予防指定基準第１４２条で準用する第１２０条の４ |  |  |
| **31．衛生管理等**◇◆利用者の利用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 | 居宅指定基準第１４０条による準用第１０４条予防指定基準第１３９条の２ |  |  |
| **◇◆**感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 | 居宅指定基準第１４０条による準用第１０４条予防指定基準第１３９条の２ |  |  |
| **◇◆**事業所において感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 |  |  |
| ◇◆事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。 |  |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| **32．掲示**◇◆事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。または、上記に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えているか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第３２条予防指定基準第１４２条で準用する第５３条の４ |  |  |
| **33．秘密保持等**◇◆事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。  | 居宅指定基準第１４０条で準用する第３３条第１項予防指定基準第１４０条で準用する第５３条の５ |  |  |
| ◇◆当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第３３条第２項予防指定基準第１４２条で準用する第５３条の５第２項 |  |  |
| ◇◆サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第３３条第３項予防指定基準第１４２条で準用する第５３条の５第３項 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| **34．広告**◇◆事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第３４条予防指定基準第１４０条で準用する第５３条の６ |  |  |
| **35．居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止**◇◆居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。  | 居宅指定基準第１４０条で準用する第３５条予防指定基準第１４２条で準用する第５３条の７ |  |  |
| **36．苦情処理体制**◇◆提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦　情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じているか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第３６条第１項予防指定基準第１４０条で準用する第５３条の８ |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| ◇◆苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第３６条第２項予防指定基準第１４０条で準用する第５３条の８第２項 |  |  |
| ◇◆提供した指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）に関し、　法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若　しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若し　くは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が　行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を　受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第３６条第３項予防指定基準第１４２条で準用する第５３条の８第３項 |  |  |
| ◇◆市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しているか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第３６条第４項予防指定基準第１４２条で準用する第５３条の８第４項 |  |  |
| ◇◆提供した指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第３６条第５項予防指定基準第１４２条で準用する第５３条の８第５項 |  |  |
| ◇◆国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 | 居宅指定基準愛１４０条で準用する第３６条第６項予防指定基準第１４２条で準用する第５３条の８第６項 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| **37．地域との連携等**◇◆事業者はその事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が派遣する者が相談及び救助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 | 居宅指定基準愛１４０条で準用する第３６条第２項 |  |  |
| **38. 地域等との連携**◇◆事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域交流に努めているか。 | 居宅指定基準愛１３９条 |  |  |
| **37．事故発生時の対応**◇◆利用者に対する指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行い、必要な措置を講じているか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第３７条第１項予防指定基準第１４２条で準用する第５３条第の１０ |  |  |
| ◇◆事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第３７条第２項予防指定基準第１４２条で準用する第５３条の１０第２項 |  |  |
| ◇◆利用者に対する指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 居宅指定基準第１４０条で準用する第３７条第３項予防指定基準第１４２条で準用する第５３条の１０第３項 |  |  |
| **38 虐待の防止**◇◆虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、通所介護員等に周知徹底を図っているか。◇◆当該指定通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。◇◆当該通所介護事業所において、通所介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。◇◆上に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | 居宅指定基準第１０５条で準用する第３７条の２ |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| **35．会計の区分**◇◆事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業　の会計を区分しなえればならない。 | 居宅指定基準第１０５条で準用する第３8 |  |  |
| **40.記録の整備**◇◆従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 居宅指定基準１３９条の２第１項予防指定基準第１４１条第１項 |  |  |
| ◇◆次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しているか。①短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）②提供した具体的なサービスの内容等の記録③身体拘束等の記録（態様、時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由）④市町村への通知に係る記録⑤苦情の内容等の記録⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 居宅指定基準第１３９条の２第２項予防指定基準第１４１条第２項 |  |  |
| 41.人権への配慮等　　利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めているか。 | 基準条例別表第８第１項第１２号 |  |  |
| 　　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保しているか。 | 基準条例別表第８第１項第１２号 |  |  |

**ユニット型（介護予防）短期入所生活介護**

**基本方針**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| 【ユニット型短期入所生活介護】◇ 利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものになっているか。 | 居宅指定基準第１４０条の３ |  |  |
| 【ユニット型介護予防短期入所生活介護】◆　利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものになっているか。 | 予防指定基準第１５２条 |  |  |

**②設備・備品等基準等の概要**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| **１．設備および備品等**◇◆建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法第２条第９号の二に規定する耐火建築物であるか。　　ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を２階以上の階および地階のいずれにも設けていない場合にあっては、同条第９号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。 | 居宅指定基準第１４０の４条第１項予防指定基準第１５３条第１項 |  |  |
| ◇◆次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備および備品等を備えているか。　　ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等および当該医短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり当該社会福祉施設等の入所者等および当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。 １　ユニット　　２　浴室　　 ３　医務室 ４　調理室　　 ５　洗濯室又は洗濯場６　汚物処理室　７　介護材料室 | 居宅指定基準第１４０の４条第３項予防指定基準第１５３条第４項 |  |  |
| ◇◆併設事業所の場合にあって、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供している場合、併設本体施設の効率的運営を妨げておらず、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がでていないか。 | 居宅指定基準第１４０の４条第４項予防指定基準第１５３条第４項 |  |  |
| ◇◆入所者に利用されていない居室を利用してユニット型短期入所生活介護の事業を行う特別養護老人ホームの場合にあっては、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。  | 居宅指定基準第１４０条の４第５項予防指定基準第１５３条第５項 |  |  |
|   | 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| ◇◆設備の基準を遵守できているか。１　ユニット　イ　居室（１）１の居室の定員は、１人であるか。　　　ただし、指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。（２）居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けているか。ただし、１のユニットの利用定員は原則としておおむね１０人以下とし、１５人を超えないものであるか。（３）１人あたりの床面積は、10.65平方メートル以上であるか。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。（４）日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮しているか。ロ　共同生活室（１）いずれかのユニットに属し、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しているか。（２）床面積は、２平方メートルにユニットの定員を乗じて得た面積以上を標準としているか。（３）必要な設備及び備品を備えているか。ハ　洗面設備（１）居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。（２）要介護者が使用するのに適したものであるか。ニ　便所（１）居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。（２）要介護者が使用するのに適したものであるか。２　浴室 要介護者が入浴するのに適したものであるか。 | 居宅指定基準第１４０の４~~条~~第６項予防指定基準第１５３条第６項 |  |  |
| **③運営基準（勤務体制の確保等のみ。その他は、上記で確認すること。）** |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考（確認資料等） |
| ◇◆利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護が提供できるよう事業所ごとに従業者の勤務体制を定めているか。 | 居宅指定基準第１４０条の１１の２第１項予防指定基準第１５７第１項 |  |  |
| ◇◆勤務体制を定めるに当たっては次の各号に定める職員配置を行っているか。１　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。　２　夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜勤職員として配置すること。　３　ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。 | 居宅指定基準第１４０条の１１の２第２項予防指定基準第１５７第２項 |  |  |
| ◇◆事業者は、事業所ごとに当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。 | 居宅指定基準第１４０条の１１の２第３項予防指定基準第１５７第３項 |  |  |
| ◇◆事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を確保しているか。その際、当該指定短期入所生活介護事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。　 | 居宅指定基準第１４０条の１１の２第４項予防指定基準第１５７第４項 |  |  |
| ◇◆事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 | 居宅指定基準第１４０条の１１の２第５項予防指定基準第１５７第５項 |  |  |

「その他留意点：一部ユニット型経過措置」

(施行期日)

第一条　この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第二条　平成十五年四月一日以前に介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)に該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所(同日において建築中のものであって、同月二日以降に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所となったものを含む。以下「平成十五年前指定短期入所生活介護事業所」という。)であって、この省令による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下「指定居宅サービス等旧基準」という。)第百四十条の十六第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所であるもの(この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十五年前指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下「指定居宅サービス等基準」という。)第百四十条の二に規定するユニット型指定短期入所生活介護を行う事業所を除く。)であって、この省令の施行後に指定居宅サービス等旧基準第百四十条の十六第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所に該当することとなるものを含む。)については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。